

神奈川県森林協会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、神奈川県森林協会という。

(目 的)

第2条 本会は、神奈川県内における森林保全並びに林業振興にかかる事業を推進し、もって森林の有する水源かん養や県土保全等の公益的機能の向上と林業の振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 森林の保全並びに森林育成の推進に関する事
- (2) 林業の振興に関する事
- (3) 林業関係事業の推進・指導に関する事
- (4) 市町村の森林行政事務の支援に関する事
- (5) 関係当局及び議会等に対し、要望および建議をすること
- (6) 事業推進のための研修会等の開催及び調査研究に関する事
- (7) 森林・林業等に係る調査、市町村支援業務等の受託に関する事
- (8) 県民への普及啓発に関する事
- (9) 事業推進に係る情報活動に関する事
- (10) その他目的を達成するために必要な事

(事務所)

第4条 本会の事務所は、厚木市中町2-13-14に置く。

第2章 会 員

(種 別)

第5条 本会の会員は、正会員及び賛助会員とする。

2 正会員は、市町村、森林組合連合会及び森林組合とする。

3 賛助会員は、前項以外の者で本会の趣旨に賛同し、相当額の賛助会費を負担する団体又は個人とする。

(入 会)

第6条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の申込書の提出があったときは理事会に諮り、その認否を決したうえ、その結果を加入申込者に通知しなければならない。

(退 会)

第7条 会員は、本会を脱退しようとするときは、所定の義務を履行したうえその理由を記載した退会届を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の退会届を受理した時は、理事会の議を経て、その認否を決し、その結

果を退会届者に通知しなければならない。

(資格の喪失)

第8条 会員は、前条による退会のほか、次の事由により、会員としての資格を失うものとする。

(1) 本会の解散

(2) 会員たる団体の解散

(除名)

第9条 本会は、会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、これを除名することができる。

(1) 本会の名誉を傷つけ又は本会の信用を失墜するような行為をしたとき

(2) 本会の事業を妨げ又はこの会則に違反する行為をしたとき

(3) その他、会員としての義務を履行しないとき

2 前項の場合において、会長は、その総会の7日前までに、その会員に通知し、総会で弁明する機会を与えなければならない。

3 会長は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

(届出)

第10条 会員は、その氏名（法人の場合は、その名称又は代表者の氏名）又は住所に変更があったときは、遅滞なく本会に届け出なければならない。

(会費)

第11条 正会員は、総会の議決を経て別に定める会費を納入しなければならない。

第3章 総会

(構成)

第12条 総会は、正会員及び賛助会員をもって構成する。

第13条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は毎年1回開き、臨時総会は次の場合だけこれを開く。

(1) 会長において必要と認めたとき

(2) 会員の半数以上より、会議の目的事由を示し、招集請求したとき

(権限)

第14条 総会は、次の事項を決議する。

(1) 事業計画及び収支予算の承認

(2) 事業報告及び収支決算、財産目録の承認

(3) 会則の変更

(4) 理事及び監事（以下「役員」という）の選任及び解任

(5) 会費の賦課及び納入方法

(6) 会員の除名

(7) 解散

(8) 解散に伴う残余財産の帰属の決定

(招 集)

第15条 総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会を招集する場合には、理事会は次の事項を決議しなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 総会の議題

(招集通知)

第16条 会長は、総会の日から10日前までに会員に対して、前条第2項各号に掲げる事項を記載した書面により、その通知をしなければならない。

(議 長)

第17条 総会の議長は、会長とする。会長に事故あるときはその代理者がその職務を代行する。

(決 議)

第18条 総会の決議は、会員の過半数が出席し、出席会員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議は、会員の半数以上で、かつ3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 会則の変更

(4) 解散

(議決権)

第19条 会員は、総会において各1個の議決権を有する。

(議決権の代理行使)

第20条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人にその決議権を代理行使させることができる。この場合においては、第18条の規定の適用については総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議長及び総会で指名された議事録署名人2名以上が記名押印して保管する。

第4章 役 員

(員 数)

第22条 本会の役員として、理事18名以内、監事2名を置く。

(選 任)

第23条 役員は、総会において会員の中から選任する。

ただし、必要と認める時は、会員以外の者から選任することができる。

2 会長1名、副会長3名、専務理事1名は、理事の内より互選する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(解 任)

第24条 役員は、第18条に定める総会の決議により、解任することができる。

(任 期)

第25条 役員の任期は、2ヶ年とする。ただし、補欠により就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任を妨げない。

3 役員は、任期満了後も後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

(職 務)

第26条 会長は、総会及び理事会を招集し、議長となるほか会務を総括する。

2 理事は、本会の会務を執行する。

3 会長に事故あるとき、又は欠けた時は、理事会があらかじめ定めた順位に従い、副会長がその職務を執行する。

4 監事は、会計事務を監査する。

(顧問及び参与)

第27条 本会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、会長の諮問に応じ又は会議に出席して、本会の運営について、意見を述べるることができる。

第5章 理 事 会

(設 置)

第28条 本会に理事会を設置する。

2 理事会は、すべて理事で組織する。

(決 議)

第29条 理事会は、次の事項を決議する。

(1) 総会の招集に関する事項

(2) その他、本会の業務の執行に関すること（総会決議を要する事項を除く）

(招 集)

第30条 理事会は、会長が必要と認めた時に招集する。

2 理事会を招集しようとするときは、会長は、理事会の10日前までに、理事及び監事に対し、理事会の目的である事項並びに日時及び場所、その他必要な事項を記載した文書により通知しなければならない。

(議 長)

第31条 理事会の議長は、会長とする。会長に事故ある時はその代理者がその職務を代行する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、理事の過半数が出席し、出席理事の過半数をもって行う。

2 前項の決議には、議長は加わることができない。ただし、会議の議事が可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議長及び理事会で議事録署名人として指名された理事1名が記名押印して保管する。

第6章 委員会

(委員会等)

第34条 本会に必要な応じて、委員会等を置くことができる。

2 委員会を設置する場合は、設置及び運営に係る要綱の制定及び改正は、理事会の承認を受けなければならない。

第7章 会計及び財産

(経費)

第35条 本会の経費は、会員会費、賛助会費、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(事業年度)

第36条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第37条 会長は、各事業年度にかかる事業計画書、収支予算書を作成し、総会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び決算)

第38条 会長は、各事業年度経過後、次の書類を作成し、第1号、第2号及び第4号については、監事の監査報告書を添付して、総会の承認を受けなければならない。

(1) 各事業年度の収支決算書

(2) 事業報告

(3) (1)(2)の付属明細書

(4) 財産目録

(5) 会員名簿

(6) 役員名簿

(7) 運営組織及び事業活動の概要等

(剰余金の分配)

第39条 本会は、会員に対し、剰余金を分配することはできない。

(残余財産の帰属)

第40条 清算をする場合において、本会の残余財産は、類似の事業を目的とする他の団体並びに地方公共団体に帰属させるものとする。

2 前項に規定する団体並びに地方公共団体は総会の決議により定める。

第8章 会則の変更、解散

(会則の変更)

第41条 この会則を変更するときは、総会の決議をしなければならない。

(解散)

第42条 本会は、次の事由により解散する。

- (1) 総会による解散決議があったとき
- (2) 合併（当該合併により本会が消滅する場合に限る）

第9章 事務局その他

(事務局)

第43条 本会に事務局を置く。

2 職員の任免は、会長が行う。

3 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については理事会が定める。

付 則 この会則は、昭和55年4月1日より施行する。

この会則の改正は、平成21年6月1日から施行する。

この会則の改正は、平成24年8月1日から施行する。

この会則の改正は、平成28年6月1日から施行する。

この会則の改正は、令和元年6月1日から施行する。